

住 所
氏 名 様

農業委員会会長

印

不 受 理 通 知 書

年 月 日付けで届出書の提出があった記1及び記2に係る農地法第 条第 項第 号 の規定による届出については、記3の理由により受理できないので、農地法施行令第3条第2項(第10条第2項)の規定により通知する。

記

- 1 土地の所在
- 2 届出に係る転用目的
- 3 受理できない理由

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を千葉県知事に提出して審査を請求することができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

なお、審査請求書は、当農業委員会を経由して千葉県知事に提出することもできますし、また、直接千葉県知事に提出することもできますが、直接提出する場合にはなるべく千葉市中央区市場町1番1号千葉県農林水産部農地・農村振興課長に提出してください。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市(町・村)を被告として(訴訟において〇〇市(町・村)を代表する者は〇〇市(町・村)農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。